

IV 労災保険財政の概況

労災保険率設定の基本的考え方

- 労災保険率は、労働保険徴収法等の規定に基づき、事業の種類ごとに設定。
 労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率等、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮し定めると規定されている（徴収法第12条第2項、徴収令第2条）。
 この規定に基づいて、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従って設定。
- 労災保険率の改定は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討を経て決定。
- 労災保険率の要素

労 災 保 險 率	業 務	短期給付分…療養補償給付、休業補償給付等 純賦課方式（事業の種類により異なる料率） 一定期間（3年間）の収入と支出が均衡するように算定
	災 害 分	長期給付分…年金たる保険給付等 充足賦課方式（事業の種類により異なる料率） 労災事故の責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来にわたる年金給付に要する費用を全額徴収する考えで算定し、将来給付分は、積立金として保有
		非業務災害分（通勤災害及び二次健康診断等給付分） <div style="text-align: right;">（全業種一律）</div>
		社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分 <div style="text-align: right;">（全業種一律）</div>
		年金積立調整費用（積立金の過不足を調整する部分） <div style="text-align: right;">（全業種一律）</div>

労 災 保 険 率 表 (単位:1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	60
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	49
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5
	57	電気機械器具製造業	2.5
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4
	59	船舶製造又は修理業	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業(*)	47

*平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されるに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

労災保険財政の概況

平成30年度の保険料収入は、前年度より0.5%減の8,249億円となり、これに積立金からの利子収入等を加えた収入額の合計は9,716億円となった。

平成30年度の保険給付（特別支給金を含む。）は、前年度より0.1%増の8,396億円となり、これに事務施設費等を加えた支出額の合計は10,174億円となった。

約21万1千人の年金受給者（平成30年度末）に対して、将来にわたり年金給付を賄うために積立金を保有しており、その保有額は7兆8,670億円となっている。

単位：億円

年 度	保険料収入	収入計 ^{※1}	保険給付等	支出計 ^{※1}	積立金 累計 ^{※2}	責任準備金 ^{※3}
平成21 (2009)	8,419	9,946	8,614	10,452	81,532	81,249
平成22 (2010)	7,841	9,388	8,523	10,441	80,533	78,877
平成23 (2011)	8,095	9,665	8,625	10,721	79,457	77,956
平成24 (2012)	7,447	9,201	8,616	10,203	78,442	76,630
平成25 (2013)	7,923	9,514	8,469	9,958	78,008	77,496
平成26 (2014)	8,668	10,270	8,524	9,948	78,280	78,007
平成27 (2015)	8,632	10,181	8,377	9,883	78,616	77,402
平成28 (2016)	8,717	10,256	8,312	9,934	78,938	76,542
平成29 (2017)	8,686	10,197	8,317	10,010	79,117	76,155
平成30 (2018)	8,249	9,716	8,396	10,174	78,670	76,776

※1 収入計には一般会計からの受入、雑収入及び積立金の利子収入を、支出計には事務施設費及び返還金を含む。

※2 労災保険の積立金は、年金受給者に対する将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。

※3 平成30年度決算結了後における責任準備金は、算定時点の経済情勢等を考慮して、次の前提条件により推計した。

1) 貸金上昇率は、年1.0%

2) 今後の運用利回りは、年1.2%